

【フェノバルビタールナトリウム用】

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| いやくひんとう なまなま いっぱんめい<br>医薬品等の名前(一般名) | フェノバルビタールナトリウム  |
| しんりょうか<br>診療科                       | そうごうしゅうさんきほ しりょうせん たーしんせいじか<br>総合周産期母子医療センター新生児科  |
| ぶんるい<br>分類                          | てきおうがいしりょう<br>適応外使用   |
| しりょう もくてき<br>使用の目的                  | ちようそうざんじ しゅうちゅうちりょうかんりちゅう とく のうしつないしゅつはつしりょう きげんせい たか<br>超早産児の集中治療管理中、特に脳室内出血発症の危険性が高<br>い期間の鎮静を強化することを目的とし、他の薬剤では対応できない<br>ばあい ぜんしんますいやく ほんざい しりょう<br>場合に全身麻酔薬である本剤を使用します。 |
| つか かた<br>使い方                        | ほか やくざい しりょう していても はげしく からだを うごかして しまう とき、MRI などの<br>けんさまえんせい しりょう 使用されるよりも すく 少ない 量を 静脈投与 します。<br>しりょう ぜんご しんぱくこきゅう けつあつ へんか かんさつ<br>使用前には心拍呼吸モニターや血圧の変化を観察します。            |
| しりょうにんび<br>承認日                      | れいわ ねん がつ にち<br>令和5年12月11日  |

個々の承認内容について詳しくお知りになりたい場合や拒否されたい場合は、おかけの診療科・医師  
にご相談ください。

【添付文書について】

医薬品および医療機器は、法律（医薬品医療機器等法）に基づいて厚生労働省で承認された用  
法で使用することが求められています。この定められた用法などを記載したものは添付文書といわれます。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医療用医薬品情報検索サイトで確認できます。

<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuSearch/>